

○容器検査所登録更新申請（容器則）

根拠法令

- ・法第50条第1項 容器則第31条

適用

- ・容器検査所の登録を5年ごとにその更新を受ける場合

必要書類

1. 容器検査登録更新申請書（容器則様式第6）
2. 検査設備明細書＜容器則第33条（検査設備の基準）に対応する事項を記載＞
（検査設備に変更がない場合は省略可）
3. 容器検査所の位置及び付近の状況図
4. 容器検査所の平面図（検査設備の配置図を含む。）
5. 2～4に掲げるもののほか、法第50条第3項の基準の確認に必要な書面又は図面
6. 申請手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）

<留意事項>

※期限切れの場合、新規とする → 容器検査所登録申請

※登録期限切れの登録票は、返納してください。

→ 紛失した場合は、発見後速やかに返納する旨の念書を提出すること。